

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画)

# エコオフィスとくしま・県率先行動計画 (6次計画)

令和2年度～令和5年度

令和2年3月

徳島県

# 目 次

第1章	計画策定の趣旨・背景	1
第2章	基本的事項	2
1	計画の目的	2
2	計画の期間	2
3	計画の基準年度	2
4	計画の対象範囲	2
第3章	計画の目標	3
1	環境に配慮した取組みに関する目標	3
2	温室効果ガスの総排出量に関する目標	3
第4章	目標達成に向けた取組み	4
1	グリーン調達等	4
2	建築物のグリーン化	4
3	行政事務のグリーン化	4
第5章	計画の推進と点検・公表	6
1	研修等	6
2	点検体制・公表	6

## 第1章 計画策定の趣旨・背景

世界は、「パリ協定」の発効により、脱炭素社会へ向けて大きく舵を切り、気候変動をはじめとする環境、経済、社会の統合的な課題の解決に向けたSDGsの考え方に基づく持続可能な社会の構築に踏み出しており、2019年9月に開催された「国連気候行動サミット」では、パリ協定の目標達成に向け、英仏独など77カ国が「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を表明した。

一方、我が国は、2019年6月に策定した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」において、脱炭素社会を今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すとともに、2050年までに温室効果ガスの排出を80%削減する長期目標の達成に向けて大胆に施策に取り組むとのビジョンを示したが、パリ協定が本格実施段階にある中、削減目標のさらなる強化には至っていない。

こうした中、本県では、気候変動対策を巡る昨今の国際社会や国内の動向を踏まえ、「環境首都とくしま」として、「脱炭素社会の実現」に向けた施策を総合的かつ計画的に推進し、我が国の気候変動対策を牽引するため、2020年3月に「徳島県気候変動対策推進計画」を策定し、野心的な長期目標として「2050年度温室効果ガス排出実質ゼロ」を掲げたところである。

この目標の達成に向けては、県民総活躍による取り組みが不可欠であり、環境施策の推進主体であると同時に、県内でも規模の大きい事業主体である県には、自ら環境負荷の低減に率先して取り組み、市町村、事業者、県民等の同様の行動を喚起することが期待されている。

そこで、「地球温暖化対策推進法」に基づき、県自らの事務および事業に伴う温室効果ガス排出量の削減をはじめとする環境負荷の低減に向けた取り組みを推進するため、「エコオフィスとくしま・県率先行動計画(6次計画)」を策定する。

## 第2章 基本的事項

### 1 計画の目的

県自らの事務及び事業に関し、その本来の目的の達成を図りつつ、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置の内容を定めることにより、地球温暖化対策をはじめとする環境への負荷のより少ない活動を推進するとともに、地球環境の保全に貢献することを目的とする。

### 2 計画の期間

2020年度から2023年度までの4年間とする。

なお、この間の社会情勢の変化、技術の進捗及び目標の達成状況等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うこととする。

### 3 計画の基準年度

「徳島県気候変動対策推進計画」との整合を図るため、本計画の基準年度は2013年度とする。

### 4 計画の対象範囲

知事部局、企業局、病院局、教育委員会、公安委員会、各種行政委員会等及び議会が行う事務及び事業とする。

ただし、事務及び事業のうち、外部へ委託等して実施するものは除くが、県有の施設の管理等に関するものについては、当該事務及び事業の受託者等に対して、県に準じて環境に配慮した取組みがなされるよう要請する。

#### [計画の対象機関]

知事部局

企業局

病院局

議会事務局

各種委員会事務局

教育委員会

警察本部及び各警察署

### 第3章 計画の目標

#### 温室効果ガスの排出量等に関する目標

温室効果ガスの排出量（二酸化炭素換算値）を2023年度までに、2013年度比で40%削減することを目標とする。

#### 2023年度 温室効果ガス排出量削減目標（2013年度比）

**▲40.0%**

また、次のとおり数値目標を設定し、「①用紙類使用量」「③電気使用量」「⑥廃棄物処分量」については、「重点削減項目」として位置づける。

項目	重点削減項目	2023年度目標 (2013年度比)
①用紙類使用量	○	▲10%
②上水使用量		▲10%
③電気使用量	○	▲5%
④公用車の燃料使用量		▲20%
⑤エネルギー供給施設等の燃料使用量		▲50%
⑥廃棄物量のうち廃棄処分するごみの量	○	▲10%
⑦廃棄物量のうち資源ごみの量 <sup>※2</sup>		▲10%

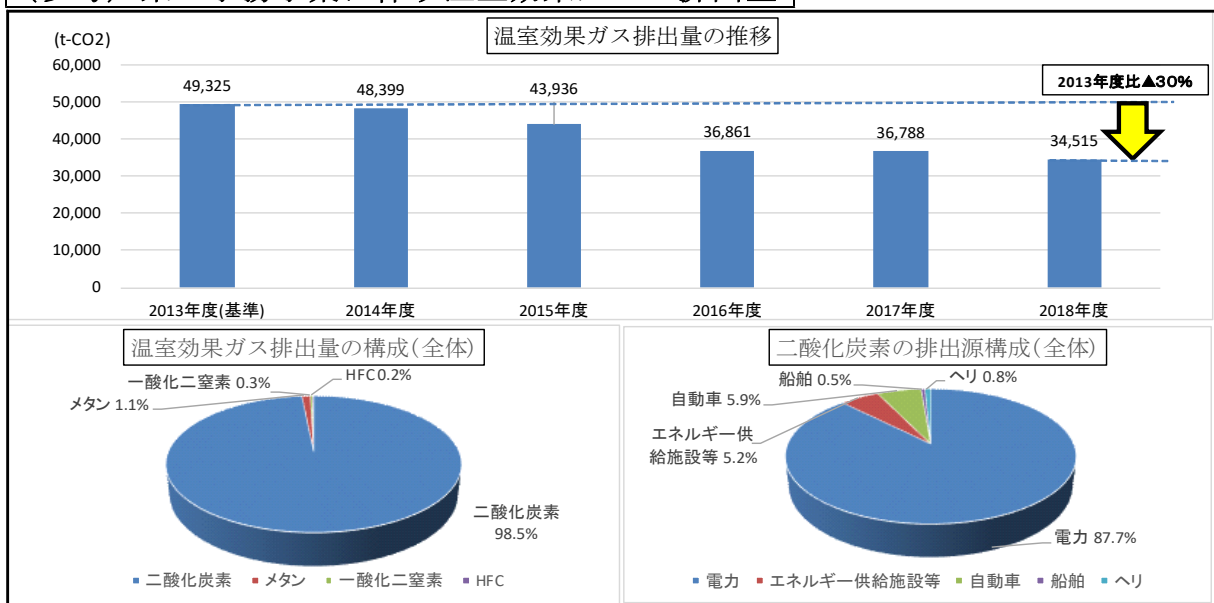
項目	2023年度目標
⑧再資源化率 <sup>※3</sup>	100%

(※1) 資源ごみ以外のごみの量

(※2) ○A用紙、新聞紙、雑誌、缶、ビン等の再資源化が可能なもの

(※3) 資源ごみのうち、再資源化された割合

#### (参考) 県の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量



## 第4章 目標達成に向けた取組み

計画の目標達成に向けては、知事部局をはじめ関係部局等が一丸となって次のとおり取組み、特に◆印の項目については、「重要削減項目」等に係る対策として強力に推進する。また、「環境首都とくしま・未来創造憲章」の普及・推進を図るため、憲章に掲げる各項目について、県自ら率先して取り組むものとする。

### 1 グリーン調達等

財及びサービスの調達等に当たっては、環境保全型製品等を優先的に購入することとし、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の趣旨を踏まえ、一大消費者の立場からこれを推進する。

このため、環境負荷の少ない製品及び原材料の選択や環境負荷の削減のための資源利用の節約等に努めるものとし、具体的には、別に定める「徳島県グリーン調達等推進方針」に基づき実施する。

#### ◆ 次世代エコカーの導入

- ・ 公用車については、公用車導入要領に基づき、低公害車を優先的に選択する。
- ・ 特に低燃費、低排出ガスの性能に優れた燃料電池自動車、電気自動車やプラグイン・ハイブリッド自動車など、技術開発の動向をはじめ、導入効果と導入コストを踏まえながら、次世代エコカーを率先して導入する。

### 2 建築物のゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化

建築物の建築等に当たっては、建築物自体からの環境負荷の低減や周辺の様々な環境への配慮を行うものとする。

このため、省エネルギー・省資源対策の推進を図るとともに、周辺との関係において、各地域の特性に応じて良好な大気確保、良好な水域の生態系の確保等に努めるものとし、具体的には、別に定める「徳島県公共建築物グリーン化方針」に基づき実施する。

#### ◆ 再生可能エネルギーの導入等

- ・ 太陽光発電をはじめ、太陽熱、風力、水力、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーの導入に努める。
- ・ 建物の緑化（屋上緑化、壁面緑化）の導入に努める。
- ・ LED照明やリチウムイオン電池の積極的な導入に努める。

### 3 行政事務のグリーン化

その他の事務又は事業の執行に当たっては、職員一人ひとりが、日常業務において、自主的、かつ、積極的に環境に配慮し、温室効果ガスの排出の抑制など、環境負荷の削減に取り組むことが重要であり、使用する電気、水、燃料等の資源・エネルギーの節約及び発生する廃棄物のリサイクル等について、事業者の立場からこれを推進する。

◆ ICTを活用した「働き方改革」の推進

- ・ 庁内LAN、各種申請・届出の電子申請化、ペーパーレス会議システム等の活用を図り、ペーパーレス化に努める。
- ・ テレビ会議、ウェブ会議、モバイルワーク、サテライトオフィスを活用し、事務の効率化を図る。

(1) 資源・エネルギー利用の節約

① 用紙類の使用量の削減

- ・ 資料の簡素化、両面コピー、両面印刷等の極力実施
- ・ 新聞コピーの削減

② 庁舎等におけるエネルギー使用量の抑制等

- ・ 不必要な電灯の消灯等の徹底
- ・ 空調の適切な温度管理
- ・ 夏期・冬期における適切な服装（徳島 夏・冬のエコスタイル）での執務
- ・ エレベーターの適切な使用
- ・ 庁舎等における電気使用量の節約及びエネルギー供給施設等の燃料使用量の抑制
- ・ 自動販売機の設置の合理化

③ 庁舎等における節水等の推進

- ・ 洗面所及び給湯室での節水の励行
- ・ 庁舎の水道の減圧調整、水漏れ点検、庁舎等における節水等の極力実施

④ 公用車等の利用合理化等

- ・ 公用車使用実態の精査及び、台数の削減
- ・ 貸し出し公用車に係る低公害車の選択利用の徹底
- ・ 不必要なアイドリング中止等の環境に配慮した運転方法（エコドライブ）の徹底
- ・ 公共交通機関の利用の奨励
- ・ 貸し出し自転車の利用促進
- ・ 職員及び来庁者に対する自動車利用の抑制又は効率化の呼びかけ

◆ (2) 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進等

- ① 製品等の長期使用及び購入時の過剰包装の見直し等による廃棄物の発生量の削減
- ② 市町村又はリサイクル業者等により行われているリサイクルの実状を踏まえた執務室内等における分別回収ボックスの適切な配置
- ③ OA用紙、段ボール、新聞紙、缶、ビン等の資源ごみの原則全再資源化
- ④ ワンウェイプラスチック製品の使用抑制、再生可能な製品の使用促進

(3) 県主催イベントに伴う温室効果ガスの排出抑制

- ① 県が主催するイベントについては、温室効果ガスの排出抑制（カーボン・オフセット）、ワンウェイプラスチックごみの削減、廃棄物の分別・減量化などを推進
- ② 特に相当程度大規模なイベント（概ね1,000人程度以上の人が集まる催し）については、別に定める「徳島県気候変動対策指針」で示す取組方法及び「エコイベントマニュアル」に基づき実施

## 第5章 計画の推進と点検・公表

### 1 研修等

計画の着実な推進には、職員一人ひとりの環境の保全及び創造の推進に向けた自覚及び行動が重要であることから、研修等により職員の意識改革を図る必要がある。

このため、職員に各種環境研修の機会を提供するとともに、環境活動等に関する情報提供を積極的に実施する。また、職員の環境研修、環境活動等への参加を奨励する。

### 2 点検体制・公表

#### (1) 計画の推進体制の整備等

計画の推進、点検及び評価に当たっては、「環境首都とくしま・県マネジメントシステム」に基づき徳島県環境対策推進本部（以下「推進本部」という。）において、全庁的状況の管理及び監督等を行うとともに、計画の実効性を確保するため、推進本部に設置する環境マネジメントシステム推進・点検班において取組みの推進及び点検を行う。

#### (2) 計画の実施状況の点検及び評価並びに継続的な推進

全庁的な計画の実施状況及び計画目標に対する進捗状況については、推進本部の環境マネジメントシステム推進・点検班が毎年調査（年度前半に係る別に定める特定項目を対象とした調査、及び1年間のすべての項目を対象とした調査）し把握を行う。

その調査結果を踏まえ、徳島県環境審議会の外有識者等からの意見聴取等を経て、推進本部においてその内容の点検及び評価を行い、県の各機関相互の連携及び協力の下、今後の計画の効果的な推進方策等について審議する。

また、点検及び評価の結果に基づき、必要な見直し又は継続的な改善を行う。

#### (3) 実施状況の公表

計画の進捗状況については、徳島県の環境白書等により毎年公表する。併せて、県のホームページを活用する等、市町村、事業者及び県民等への周知に努める。